

松戸市議会議会活性化検討報告書

平成20年3月31日

松戸市議会議会活性化委員会

目 次

1	議会を考える懇話会からの提言を受けて・・・・・・・・・・	1
2	議会改革の必要性・・・・・・・・・・	2
3	今後の松戸市議会（目指すべき方向性）・・・・・・・・・・	3
4	活性化検討結果・・・・・・・・・・	5
	(1) 議案の説明聴取方法 ・・・・・・・・・・	6
	(2) 一般質問 ・・・・・・・・・・	8
	(3) 請願・陳情の審査方法 ・・・・・・・・・・	10
	(4) 委員会活動のあり方・・・・・・・・・・	12
	(5) 議決対象案件の検討 ・・・・・・・・・・	16
※	議会活性化委員会会議の経過概要・・・・・・・・・・	19
※	(参考) 今後の松戸市議会のあり方 検討報告書	

1 議会を考える懇話会からの提言を受けて

平成19年11月21日に、議員有志からなる「議会を考える懇話会」から議長に「今後の松戸市議会のあり方」検討報告書が提出されたところです。

報告書の内容は、「分権改革、またこれによる行政運営の変化、住民意識の多様化、住民による行政参加等々の議会を取り巻く環境の変化が著しいなかで、地域住民の代表として本市議会もこのような変化に的確に対応し、議会本来の役割を果たすため、必要な改革を推進していかなければならず、二元代表性の下で、議事機関として今後どのような運営形態、議事形態を形成し、市民の声に答えていくかを協議、考察し、改革を進めることが重要である。」とするものでした。

これを受け同年12月5日の幹事長会議において、今後議会の総意として議会活性化について検討していくこと、またその方法として懇話会メンバーと各幹事長からなる議長の諮問機関として「松戸市議会活性化委員会」を設置することが決定されたところです。

第1回目の松戸市議会活性化委員会は、同月12日に開催され正副委員長の選任がなされ、翌13日の第2回委員会において、委員会の進め方として基本的には議長へ報告された問題についてさらに検討を加えていくこと、また協議・検討過程で生じた課題についても併せて議論を深めていき、年度内で共通ルールの形成など一定の成果に結びつけることとされたところです。また、委員会のなかで、議会改革は、手法の改革ではなく、分権時代における議会のあり方に立脚した議会の改革を原点とする意見が出され、確認されたところがあります。

以降、この方針に基づき松戸市議会活性化委員会において、議会改革の協議・検討がなされ今回の報告となったものであります。

2 議会改革の必要性

平成7年に地方分権推進法が制定され、12年にはいわゆる地方分権一括法により、国と地方の役割分担が制度上明確化されました。機関委任事務、通達行政が廃止され、自治体の権限は、飛躍的に拡大したところです。

第28次地方制度調査会においても、地方公共団体の責任領域の拡大に伴う地方議会制度のあり方について触れ、議会の活性化は住民自治に根ざした地方分権の進展を図る上で、なお残された課題であり、この観点から議会の組織、権能、運営のあり方について改めて検討することが求められているとして、議会のあり方の見直しに係る具体方策を答申しています。

そしてこれを受け、一昨年には地方自治法が改正され、松戸市議会においても会議規則及び委員会条例の一部改正を行ったところです。

しかしながら、議会を考える懇話会からの検討報告書でも提言されているように、これらをもって社会の変化に十分対応し得る議会制度に変わったものと言うことができないのは明らかであります。

地方分権は現在なお必ずしも十分浸透しているとは言えませんが、少なくとも国と地方の役割分担が制度上、明確にされ、こうした分権の流れは、確実に行政の運営においても変化をもたらしています。

着実に進展する地方分権改革のなかで、地域社会においては住民の自治意識の高揚や首長による行政改革により、これらに対応すべく議会機能をいかに充実させ発展させていくべきか、議会はその変革の必要性にせまられています。また、昨年7月に第29次地方制度調査会が発足いたしました。これまでの分権改革は一定の成果があったものの残された課題は多く、その進展の度合いは道半ばであるとして、現在、自治行政権、自治財政権そして自治立法権を有する完全自治体を目指す取組が進められています。その取組の大きな核ともなるのは、国と地方の役割分担の徹底した見直しであります。すなわち、議会としても、これまで以上に真摯に自主性、自律性を高めていかなければ機能不全に陥り、その存在意義が問われることとなります。

3 今後の松戸市議会（目指すべき方向性）

今日、地方分権が進められる中、全国各自治体で、議会改革が行われています。議会本来の役割を改めて認識することから始まるもの、議会の権能を問い直しさらに高めていこうとするもの、また委員会の公開、費用弁償に関するもの等々その改革の内容、対象は、地域性や組織文化の違いから改革に対する考え方を如実に表しているものと思われませんが、いずれも議会改革の必要性を真摯に受け止め、改革を推進しているものと思われま

す。いずれにしても、それぞれの議会がそれぞれの問題を適切に解決し、発展を目指す根底にあるのはすべからず市民福祉の向上であります。

本市議会においても、1日1委員会の導入、傍聴者への資料提供、手話通訳者等により、積極的な情報公開を始め、「議会だより」、インターネットによる情報提供の拡大に努めるなど、これまで他の議会に先駆けて一步一步着実に改革、改善を進めてまいりましたが、こうした改革はもとより、今回、議会活性化委員会においては、分権改革を念頭におき、改めて議会本来の役割を吟味し、再構築しようとしたものであります。目指すところは、議会の本来の権能をいかに高めていくのか、すなわち、これからの松戸市議会が分権改革の中で、住民の代表として住民の負託に、より真摯に応えるため、真にあるべき二元代表制の姿をとらえ直し、議事機関として担うべき役割を明らかにし、議員全員がその認識を共有することにより、議会そして議員の本来の責務を果たし、高めていこうとしたものであります。

前述のように今回の改革は決して手法の改革ではなく、実質的に議会の権能を再吟味し、議会の役割を高めていこうとするものであります。

こうした改革を継続していくには、全議員が認識を共有していく必要があり、改革の過程において、様々な意見が出され、難しい局面が予想されなくもありません。

しかしながら、従前より本市議会は改革、改善には前向きに取り組んでまいりました。また、かような「文化」が根付いております。加えて、市民全体の立場にたった意識の強い議会であります。

今回の議論を、一つの契機として、改めて、議会、議員の使命を認識し、今

後の松戸市議会を考えていくことが重要であると考えます。

このような基本的な認識に基づき、今回具体の主な課題として懇話会の報告に基づいて検討を進めたところでありますが、「委員会活動のあり方」、「議決対象事件の拡大」を今回の改革の重要な課題ととらえ、協議を重ねてまいりました。とりわけ議事機関としての中心的役割を果たす議会の実質的審議の場である委員会活動については、幾度となく議論を深めたところであります。委員会の活動を活性化させることにより、今回目指した議会全体の機能の底上げ的役割の中核をなすものと考えたからであります。

また、その他平生の議会活動に係る議案の説明聴取方法や一般質問に係る問題等について検討を加えてまいりましたが、これらを一過性的な問題として終わらせることなく、また新たな課題も議員全員が共有し、今後も引き続き検討、協議、改善していくことが肝要と心得るものであります。

4 活性化検討結果

松戸市議会活性化委員会では、本市議会において所期の目的に即した実効性ある改革を図るため、先に述べましたように、議会を考える懇話会の議長への報告事項を中心に議会改革についてさらに検討を加えてまいりました。

以下、その結果について報告します。

なお、会議の経過概要につきましては、別添のとおりです。

(1) 議案の説明聴取方法

議案の説明聴取方法については、懇話会から示された課題と認識は同じでした。その課題は、個別説明による日程調整の非効率性、また議員間に情報量の差があることです。この課題を解決する方法を懇話会の検討結果を踏まえ、議会活性化委員会で協議しました。

協議結果は、

- ① 議案の説明聴取方法は控室（会派）単位とすること。
- ② 当初予算の議案の説明聴取方法は、これまでどおり「予算案説明会」とすること。
- ③ 議案（当初予算・決算議案は除く）の説明聴取日をあらかじめ「定例会会議予定表」に記載する。
- ④ 委員会は原則として通告制ではないことの再確認。

しかし、当初予算・決算議案については、現在行われている質疑の事前通告とヒアリング方法の検討が必要であるとのことから協議されました。

協議の中では、「事前の共通認識により議論が深まることから、事前通告とヒアリングは必要であり、制約することは改革のマイナス要因になるのではないか」「例えば、質疑項目のみ通告するなど、いまの方法を簡素化すべきではないか」「事前通告に縛られ、通告外の質疑ができないことがある」などの意見が出されました。

議会活性化委員会では、現行の事前通告とヒアリングについては、引き続き継続することとしますが、その方法を整理する必要があるとの結論に至りました。そこで、各企画管理室と担当課の役割を明確にするため、各企画管理室は各委員から質疑項目を受け、それを担当課へ連絡し聴取時間の調整等を行うこととしました（担当課は、その質疑項目を受け各委員とヒアリングをする）。

なお、議案の説明聴取方法については、平成19年12月定例会から会派単位で実施していますが、会派内で議論することで所管委員以外の議員の視点も踏まえて委員会審査に臨むことにより、委員会審査の充実が図られたこと、また事務の合理化、能率化という観点からも大変メリットのあるものと受け止めています。こうした足元からの改善もこれから逐次進めていくべきものと考え

ます。

(2) 一般質問

議会を考える懇話会から、一般質問は通告後の執行部との必要以上のやり取りにより形骸化しているのではないかという意見を出発点として、一問一答や質問の発言方法、通告後のヒヤリングについて提案がありました。

その概要として、

形骸化の原因と思われる一般質問通告後のヒヤリングについては、

一言一句までの厳密なやり取りは執行部も求めているのではないのか。

議員は緊張感を持った中で議論を交わし、答弁に対してその場で対応するのが議員の基本的資質ではないのか。

議会での発言は重みがあり、事前のやり取りを行ったうえでしっかりと議論を交わし、市民の利益を引き出すのも議員の仕事ではないのか。

また、一問一答方式の発言方法については、議員が納得できる答弁を引き出すまで続ける利益誘導型の質問になってしまう恐れがあり、リスクが大きい。実施するのであれば執行部への反問権を認める方策を考える必要がある。

発言方法について現行の登壇方式は、発言者が明確になること、発言をめぐって生じることのある会議の混乱を抑えるために導入されたものと考えられること、さらに一般質問は、緊迫感を持ち市全体の問題を議会として執行機関に行うものであることから現行の形が望ましい。

等の意見が報告されました。

さらに、一般質問で取り上げた事案の中で市政に重要と思われる事案については、所管の常任委員会で検討を深めてはどうか。などの提案がありました。

議会活性化委員会では、これを受けて「形骸化」「一般質問後の対応」について協議を行いました。

「形骸化」については、懇話会と共通の認識でした。

「一般質問後の対応」については、一般質問の内容及び執行部の答弁は、議員全員で議論されることなく完結してしまっていることから、議会（委員会）として経過、方向性を見定める必要があると判断した事案については、議会として所管の常任委員会で所管事務の調査事項として取り上げ、継続して検討を行うこととし、意見集約された事案については、施策に反映させるような方策

(委員長報告、政策提言、条例策定等)を講じる必要があるという議論がなされました。

また、一般質問は、それぞれの議員が新しい政策提言をしていることから、執行部としても議会からの提言ではないので、「言いつ放し」、「聞きつ放し」になってしまう。これを補完するためには、現在受身的な委員会活動を一般質問の内容から問題を提起して、委員会活動を活発にしてはとの結論に至りました。

以上のことから一般質問については、委員会活動との関連で、後に検討する「委員会活動のあり方」の中で協議することとしました。

(3) 請願・陳情の審査方法

請願・陳情の取り扱いについては、各市議会で審査方法等が違い様々ですが、松戸市議会では、市民の方々から議会に提出された貴重な意見・要望であることから、陳情についても基本的には請願と同様な形で取り扱っています。

懇話会では市民の期待に応えられるような審査を行っているか。また、議論は十分尽くしているかなどの検証がなされました。請願・陳情の執行部への質疑は、制度的な確認など最低限のものにし、議会に提出された請願・陳情であるので議会として結論を出すという意味合いからすると、付託された委員会で議論を尽くすことは重要なことである。との意見集約がなされ、次の2点について、懇話会から提案されました。

- ① 請願・陳情は議会に提出された意見・要望という意味合いから、委員間の意見交換を深め活性化するために、フリートーキング制を設ける。
- ② 議会への市民参加の一環として、請願・陳情提出者に付託された委員会での発言機会を設ける。

活性化委員会では、まず、提出された陳情を出来るだけ委員会に付託して審査するという本市議会の姿勢を評価すべきである。という意見集約がなされました。

現状の審査状況は、執行部への質疑が主になっているので、議会に提出された請願・陳情という意味合いからすると、懇話会提案の委員間の議論を深めるというフリートーキング制には賛同するが、委員長の議事整理権、或いは、委員会の決定で実施することは可能なのか。との議論がなされ、市議会会議規則第104条(委員の発言)「委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めるときは、この限りでない。」また、委員会条例第10条(委員長の議事整理権、秩序保持権)「委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。」とあることから、委員間のフリートーキング制については実施可能であることが確認されました。

さらに、委員会での請願・陳情提出者の発言機会については、この制度を設けることは、議会への市民参加、そして議会活性化に重要な役割を果たすことから実施すべきとの意見が大方でした。しかし、法的に認められるものでない

ことから、委員会を休憩して発言を求めることが妥当では、また、その発言方法については、一定のルールが必要ではないかとの議論がありました。

請願・陳情の審査方法決定事項

- ① 請願・陳情の審査にあたり、委員長の議事整理権の範囲で委員間のフリートーキング制を設ける。
- ② 議会への市民参加の一環として、請願・陳情提出者に趣旨説明発言を行う機会を担保する。表現としては「(発言を) することが出来る」とする。発言は委員会を休憩して認める。提出者の発言は、代表者あるいは提出文書に記載のある人を原則として、発言時間は3分程度とする。

(4) 委員会活動のあり方

「議会を考える懇話会報告書」において委員会活動のあり方について、二元代表制の下、行政に対し議会として権能（政策立案、監視）を発揮していくためには、党派・会派を超えて市政の課題を共有し、議会の意見を集約していくことが必要であり、そのためのシステムとして常任委員会の所管事務調査の積極的活用が提案され、これを受けて次のとおり検討がなされました。

現在の常任委員会活動は、市長から提案された議案や市民からの請願・陳情を審査する受身の形が主になっていますが、地方分権が進むなかで行政の政策立案・監視機関としての議会の責任は益々重くなっておりその議会の権能をより充実させるためには、常任委員会において市政の課題を能動的に取り上げ、検討を深め意見集約を図る活動が求められています。

そのためには、常任委員会自らが市政に関する課題を選び出し、地方自治法第109条第4項に基づく所管事務調査事項として委員間の意見集約を図ることが、有効な手段と考えられます。また、短い地方議会の会期内では、十分な検討を深めることが難しいことから、同法第109条第9号に規定される継続調査事項と位置付け、閉会中も含めて継続的に検討を深めることが必要です。

さらに、現在の市政に関する一般質問は、議員個人の意見という位置付けのため「言いつ放し」、「聞きつ放し」になっている感があるが、一般質問で各議員から投げかけられた市政に関する課題のなかで重要と思われる事案については、議会として意見集約を図り議会の考えを行政、市民に発信していくことが必要であると考えます。

これらの事項を活性化委員会で共通認識とし、所管事務調査を活用した常任委員会の活性化が議会の活性化につながるものであり、限られた会期を超えて議論を深めていくことが必要であるとの結論となりました。

具体的には、各常任委員会がそれぞれの所管に係る課題のなかから調査テーマを決定し、そのテーマに対し閉会中も継続的に調査を続け、一定の意見集約が見られたテーマに対しては委員長報告の形で議会に報告、あるいは委員会で議案として提出し議会の意思として議決することで、行政、市民に議会の意思を発信していく形です。また、意見集約が図られなかった場合も、その調査内

容は各委員が今後の審査に反映することが見込まれることから、議会活動に大きく貢献することにつながってくると考えます。

協議の中では、「委員からの一方的な意見を言うだけの調査では不十分であり、執行部側からもその是非についてきちんと発言できる形とならなければ、意見集約されたとしてもその実現性は低いのではないか」との意見が出され、「議会と執行部が課題を共有して、議論を深める意見交換をするために、所管事務調査の執行部との意見交換においては、執行部の率直な意見を聴取できる仕組みの導入が必要である」として意見が集約されました。

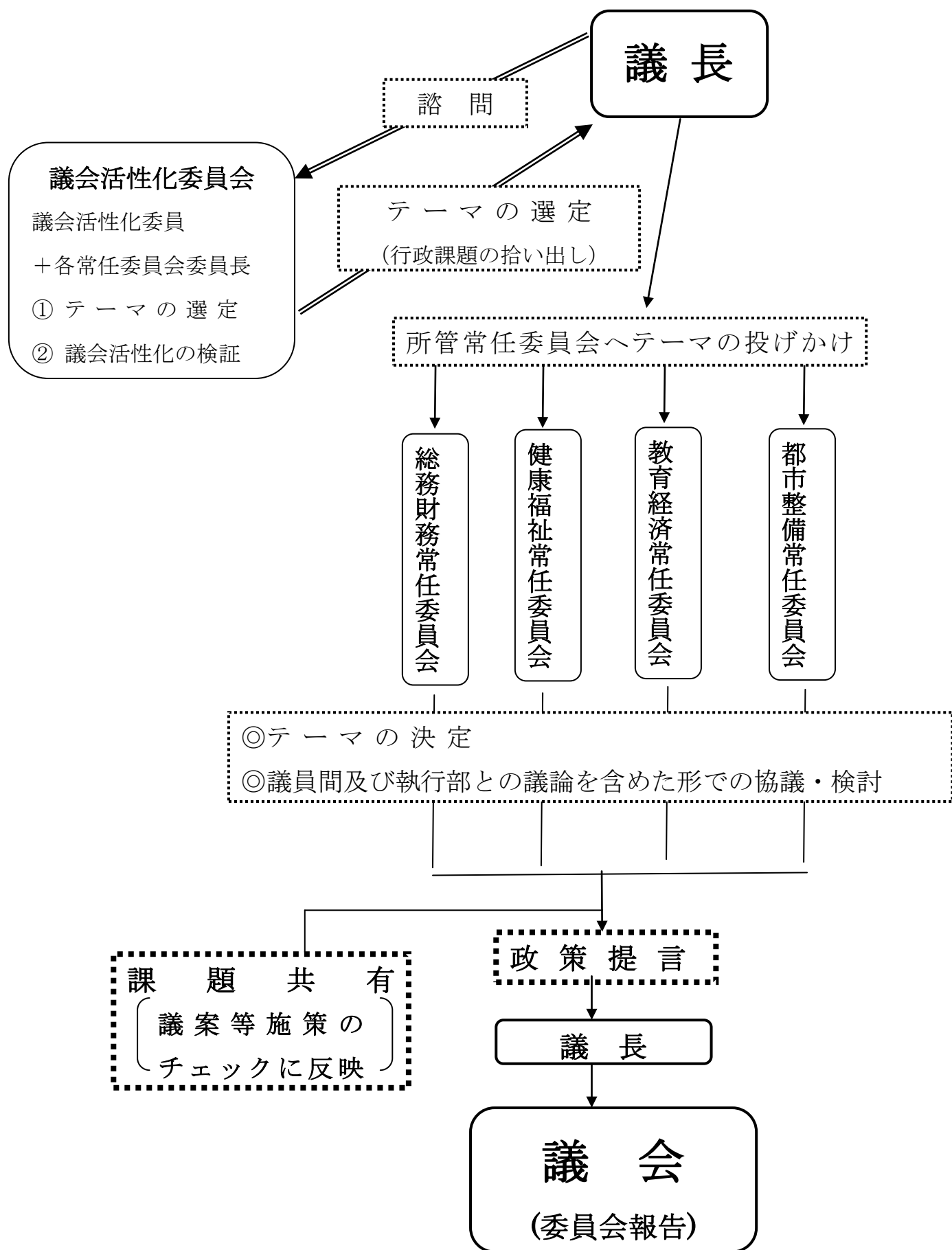
さらに、松戸市議会として初めての試みであることから、各常任委員会の調査テーマの拾い出しや活性化の進捗状況を検証するための組織を議長の諮問機関として議会内に暫定設置することが提案され、その役割、構成について検討されました。

以上の経過を経て、最終的に次のとおり決定しました。

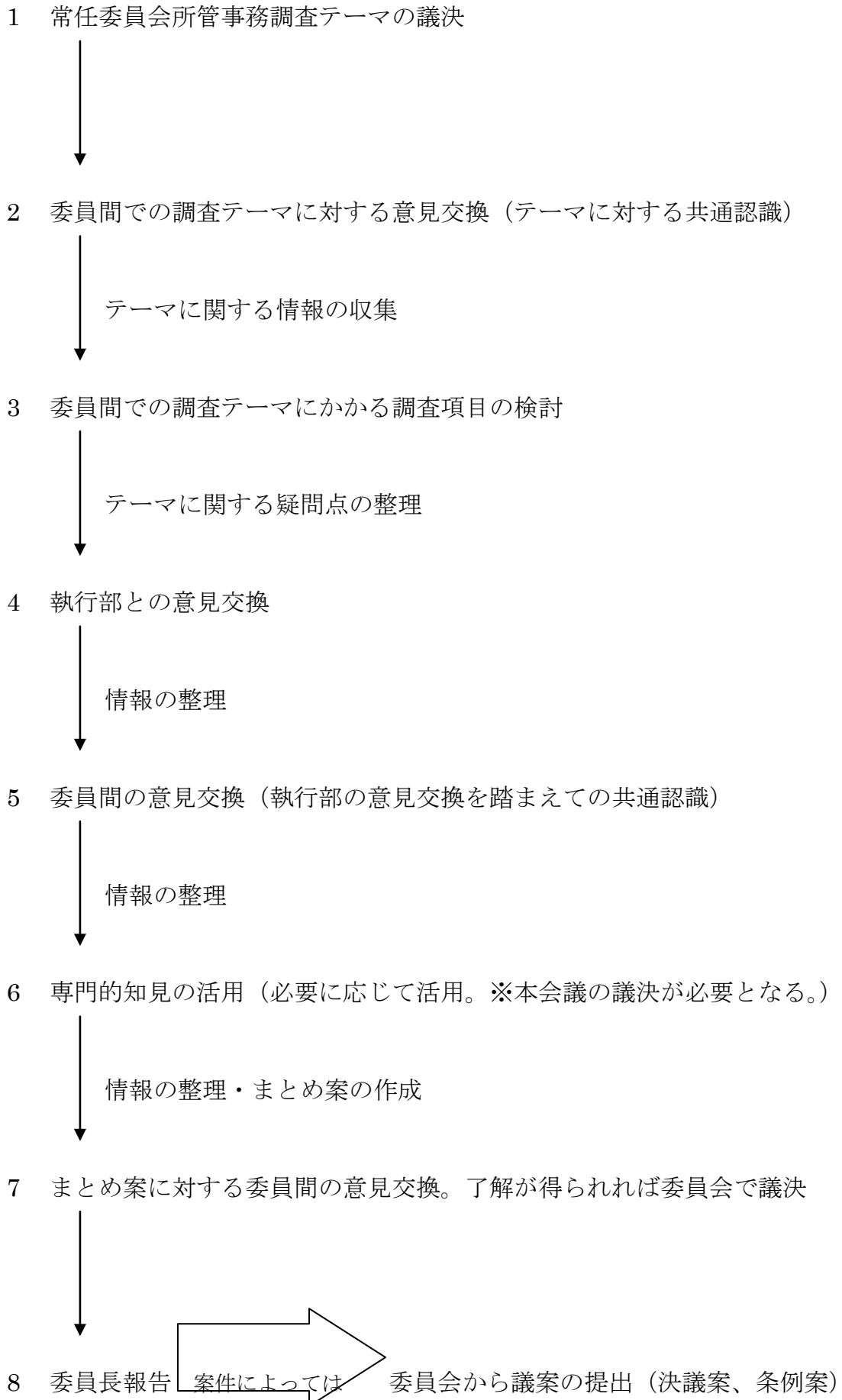
- ① 各常任委員会の調査項目の拾い出しや活性化の進捗状況を検証するために、議会内に議長の諮問機関を設置し、その構成は、現在の活性化委員会をベースにして各常任委員長を含めた構成とする。
- ② 調査項目の拾い出しは、市政に関する課題あるいは過去の一般質問のなかから抽出する。
- ③ 各常任委員会は、諮問機関から提示された調査項目及び委員会で挙げられた調査項目の中から調査テーマを議決し、閉会中も継続して調査する。
- ④ 議会内で集約された意見の実効性を担保するためには、調査に当たり執行部の率直な意見が得られる場が必要であることから、所管事務調査を検討する委員会では、執行部の反問権も認めて調査を行うこととする。
- ⑤ 意見集約が図られた調査については、議長に報告後、本会議で委員長報告を行うとともに、必要に応じて政策提言の形で議員発議案(決議の位置付け)をまとめ、議会としての意思を行政及び市民に発信していくこととする。
- ⑥ 所管事務調査実施に当たり、必要に応じて地方自治法第100条の2に規定される専門的知見を活用することとする。

※ 所管事務調査処理の流れ図、所管事務調査の流れ(例)参照

所管事務調査処理の流れ図



所管事務調査の流れ（例）



(5) 議決対象事件の検討

分権改革による地方公共団体の責任領域の拡大に伴い、議会は監視機関と同時に団体意思の決定を行う議事機関としての機能の充実・強化が求められています。言い換えれば、政策形成機能の充実・強化であります。

しかしながら、このような地方公共団体の権限の拡大の中で、団体意思の決定という観点から長との関係をみれば議会の権限は現行法上極めて限定されているのが現状です。

議会の議決事件としては、地方自治法第2条第4項の基本構想を除けば、同法第96条第1項に制限列举されている事件及び同条第2項の規定により条例で議決事件とされたものに限られるのに対して、長は同法第149条に例示列举された事件を始め他の一切の団体意思決定の包括的な決定権をもっています。

長と議会が相互に牽制、抑制、均衡により合理的、能率的な行政運営をすることが求められていることから、必ずしもこれを否定するものではありませんが、団体意思の決定にあっては、多数の議員で構成され、多様な価値観、意見をもつ議会の判断に係らしめることを基本とすることも一つの考え方です。

このように現行の法規定が多分に行政運営の効率化に配慮したものとしても、広く住民の意思が反映される議会が住民自治の原則の下に団体意思の決定権を拡大していくことは正に地方分権の流れに沿うものです。

こうした意味で同法第96条第2項について、すなわち議決事項の拡大についてその活用を図っていくことは、今後の議会のあり方としても極めて重要なことでもあります。

懇話会では、上記のとおり議会と市長は市民の直接選挙で選ばれる点で同じだとする二元代表制の観点から、議会は市長及び執行部とは独立・対等であり、執行される事務に関して監視・評価や政策決定という本来の議会の機能を強化するために、議決事項を拡大しては、ということから話が始まりました。

懇話会では、議決事項について他市を調査したところ、①具体的な計画が記載されているもの、②市政に係る重要な計画、基本計画と記載されているもの、などの状況でした。松戸市においても策定している計画は種々あり、懇話会からの報告書には、「市政に係る重要な計画」として、市の総合的かつ計画的な行

政の運営を図るための基本構想を実現するための基本計画及び法令上その作成が義務付けられている計画を原則的に議決事項とする方向で、と報告がなされましたが、さらなる洗い出しが必要なこと、また執行部の意見等も聴取する必要があるなどの意見もあり、最終的な意見集約、決定までには至っていませんでした。

活性化委員会では、まず地方自治法では条例で議決事項を定めるということになっているが、執行部の各種計画を議決事項とした場合には、条例に議決事項とする計画を明記することになる。しかし、個々の計画を議決事項とした場合の課題として、予算が毎年変動すること、法律で策定が義務付けられた計画では、計画が遅延する恐れがあること、首長との執行権の問題、関係条例との整合などの問題が抽出されました。

さらに地方自治法で議決事項として定められているのは基本構想であることから、それに基づく計画、いわゆる基本計画を議決事項とし、さらに懇話会からの報告にもある「市政に係る重要な計画」については、策定等の過程において、議会に報告することを条例で定めることによって、各種計画に対して議会側の意見を述べる場が常に担保できる。などの議論がなされました。

議決対象事件の決定事項

活性化委員会でも懇話会と同様に、二元代表制の観点から、議会は市長及び執行部とは独立・対等であり、監視・評価や政策決定という本来の議会の機能を強化するために、同法第96条第2項の規定により、議決事項を拡大することとしました。さらに、基本計画を議決事項とし、また基本的な計画等を策定しようとするときは、その過程において、その理由及び概要を議会に報告しなければならない。と、条例に定めることについて意見集約がなされました。

以上が今回の活性化委員会で協議・検討した内容です。また、懇話会から提言された

- (6) 議会の情報公開
- (7) 行政への市民参加と議会の役割
- (8) 議員研修の充実
- (9) 議会事務局のあり方

については、提言のとおり了承することで合意しましたが、今後とも議会のさらなる活性化のために引き続き検討をしていくこととなりました。

松戸市議会議会活性化委員会会議の経過概要

- ・ 平成19年11月21日、議会を考える懇話会より「今後の松戸市議会のあり方検討報告書」を議長へ提出。
- ・ 平成19年12月5日、幹事長会議において、懇話会から提出された「検討報告書」が議題となり、議長の諮問機関（法定委員会でない）として「松戸市議会議会活性化委員会」を立ち上げることが決定される。
委員については、懇話会のメンバー及び各幹事長。

第1回開催 平成19年12月12日（水）

- 委員長末松裕人議員、副委員長城所正美議員が就任（岡本議長の指名により、全会一致で決定）。
- 会派に属さない議員の傍聴について許可することとなる。

第2回開催 平成19年12月13日（木）

- 今後の協議方法については、懇話会から提出された「今後の松戸市議会のあり方検討報告書」をベースに協議する。
- 当委員会の進行は、平成19年度内（20年3月）で一つの成果に結びつけること。
- 今後の運営方法については、懇話会メンバーに委ねることとなり、委員会終了後、懇話会メンバーにより協議が行われ、検討報告書の各項目ごとに各メンバーがそれぞれ懇話会での協議内容を説明し、その後活性化委員会で項目ごとに協議することとなる。

第3回開催 平成19年12月26日（水）

- 森下彰司議員が新委員となる（長谷川満議員が副議長に就任のため）。

◆決定事項（今後の進め方）

- 懇話会メンバーが検討報告書の項目ごとに協議内容を説明し、活性化委員会で項目ごとに議論する。
- 「1 議会の現状と今後の役割」について（末松委員長懇話会の議論を説明）

その後、議会の存在感、権能を議会自身が改めて定義することが議会改革であると認識する必要がある。この点については、すでに全委員が共有できていることが確認された。

○ 2「2 検討項目及び結果 (1)議案の説明聴取方法」について (桜井委員懇話会の議論を説明)

まず、ここでのヒアリングは、一般質問での通告制とは異なることが再認識され、

- ①「事前通告とヒアリング」は必要である。事前の共通認識により議論が深まる。
- ②いまの方法を簡素化すべきではないか。例えば質問項目のみ通告する。
- ③事前の通告に縛られ、通告外のことが質疑できないことがある。などの議論がありました。

◆決定事項 ((1)議案の説明聴取方法)

- ① 議案 (当初予算議案、決算議案は除く) の説明聴取方法は、控室 (会派) 単位 (会派に属さない議員も同様) とする。
- ② 当初予算議案の説明聴取方法は、これまでどおり全議員が一堂に会した「予算案説明会」とする。
- ③ 委員会は原則として通告制ではないことの再確認 (常任委員会、特別委員会ともに)。

なお、当初予算議案、決算議案の質疑項目を各企画管理室は各委員から受け、それを担当課へ連絡し聴取時間の調整等を行う。

議案 (当初予算・決算の議案は除く) の説明聴取日を、あらかじめ「定例会会議予定表」に記載する。

○ 「2 検討結果及び結果 (2)一般質問」について (宇津野委員懇話会の議論を説明)

その後、①「一般質問に対する評価」の議論は、どのような観点から行うべきか考える必要があるのでは。②県議会の代表質問で見られるように、会派で十分調整された質問内容であれば、質問時間を長くするなどの改革も考えられる。一般質問の5日間が常態化しており、効率面から検討の余地があるのではないかなどの議論がありました。

第4回開催 平成20年1月17日 (木)

○ 「2 検討結果及び結果 (2)一般質問」について引き続き協議 (第2回目)

ここでは、①形骸化という点についてどのように考えるか。問題があればどのようにすれば良いか。②「一般質問後の対応」について。(言いつ放し、聞きつ放しとならないか。) などについて議論がありました。

◆決定事項 ((2)一般質問)

- ① 「一般質問」に関する本質的な議論は、議会全体の活動のあり方にかかわることであり、今後検討する「(4)委員活動のあり方」の中で、協議することとした。
- 「2 検討結果及び結果 (3)請願・陳情の審査方法」について (城所副委員長懇話会の議論を説明)

まず、提出された陳情はできるだけ審査するという本市議会の姿勢をまず評価すべきとい確認があった。

その後、懇話会から提言された①請願・陳情は議会に提出されたという意味合いから、委員間の意見交換を活性化するために、フリートーキング制を設ける。②委員会での請願・陳情提出者の発言機会を設ける。について議論がありました。

◆決定事項 ((3)請願・陳情の審査方法)

- ① 請願・陳情の審査にあたり、委員長の議事整理権の範囲で委員間のフリートーキング制を設ける。
- ② 陳情提出者の趣旨説明を発言する機会を担保する。表現としては「・・・(発言)することができる」とする。発言は休憩中とする。発言時間は3分程度

第5回開催 平成20年1月28日

* 末松裕人委員長より四日市大学・竹下譲教授【総合政策学部】との面談報告
面談目的：議会活性化委員会（検討報告事前郵送）の取組みについての評価、示唆を求めた。

意見交換のなかで「松戸市という自治体に対する期待があり、がんばっていた
だきたい」
とのコメント紹介。

- 1「2 検討結果及び結果 (4)委員会活動のあり方」について (名木委員懇話会の議論を説明)

まず、懇話会では、パフォーマンス的な議会改革ではなく、現行の制度による地に足がついた改革という観点から協議・検証してきましたが、松戸市議会では、委

員会活動の活性化というものが、今回の議論の中心の一つであることが確認されました。

ここでは、①常任委員会での議論を深め、議会として発信していくことで、先に議論のあった「一般質問の言いっ放し」を補完できるのではないかと。②現状の「受身的」である常任委員会活動を打破して、調査事件を積極的に検討するということは、共通認識されているのでは。③懇話会からの提言について、具体化できることから進めてはどうか。④委員会活動を通じて、施策に反映させることは、一つの活性化につながる。⑤議会の政策立案機能とは何か。どういう権能で何をすべきか。などについて議論がありました。

第6回開催 平成20年2月1日

1 「2 検討結果及び結果 (4)委員会活動のあり方」について、引き続き協議（第2回目）

ここでは、①具体的な「普遍的なシステム」が必要か。その「システム」で「課題」を抽出する方法は、それは、全体で行う方法、常任委員会に委ねる方法が考えられるのではないかと。②普遍的なシステムをつくる必要があるとの共通認識が必要ではないか。この認識について各委員に再確認すれば、次のステップに進むのではないかと。③システムとして常任委員会とは別に議長の諮問機関として「議会活性化委員会」のようなものをつくり、そこで意見集約を行い各常任委員会に振って、1年間協議し活動報告をさせる（3月に立ち上げ1年間の委員会報告を翌年に行うというのも良いのではないかと）。④テーマを投げかける一定の委員会（政策提言委員会）をつくり、そこで集約したものを常任委員会の意思を尊重するため、各常任委員会に振って、議論し、それぞれの常任委員会で決定し、また政策提言委員会へ上げてもらう形とし、最終的には議長に提案し、予算が必要なものであれば執行部と協議する。などの議論がありました。

（委員長より提案）

委員会活動の在り方というテーマは、極めて重要であるから、この委員会で決定する前に、会派で持ち帰って詳細に協議したい。

「委員会活動の流れ」

- ①閉会中に委員会を開催すること（所管事務調査を積極的に使う）。
- ②①で協議、議論するテーマを決めるところ（常任委員会なのか、別組織である名称はともかく政策提言委員会なのか）。
- ③執行部に影響力を与えるためにどのようにするか（委員長報告、決議、修正権を含めた議決権など）。

第7回開催 平成20年2月15日

1 「2 検討結果及び結果 (4)委員会活動のあり方」について、引き続き協議（第3回目）

各会派持ち帰り協議事項の報告

城所正美副委員長

- ・ 政策提言委員会的な受け皿をつくることは了解する。しかし、論議は、常任委員会に馴染まないものは別として、なるべく常任委員会です。テーマを取り上げるか否かは慎重に議論する。

二階堂剛委員

- ・ 政策提言委員会のような組織をつくり、その組織で各常任委員会の所管事務調査事項を決める。ある程度常任委員会で作れるようになれば政策提言委員会は不要となる。テーマは過去の一般質問をその組織で精査し決める。

名木浩一委員

- ・ 細部の議論は政策提言委員会で詰め、受け皿をつくることは了解する。対執行部というときは、議会の権能からして議長が行うことが良いのではないか。

大川一利委員

- ・ 受け皿として良いものがあればそれで良い。柔軟に対応することも必要と思うが、皆さんの意見と同様である。

伊藤余一郎委員

- ・ 政策提言委員会のような組織をつくるのはいい。ただ、常任委員会で大いに議論し、所管事務調査事項をそれぞれの立場で議論する。共通テーマについては限られたものになるのではないか。大枠で賛成である。

中川英孝委員

- ・ 政策提言をする議会にしたい、ということは一貫している。普遍的なシステムと
いうことを形にすると、各委員の議論になるのではないか。

◆決定事項 (4)委員会活動のあり方 (第5回、第6回、第7回)

- ① 一般質問での「言いつ放し」「聞きっぱなし」を解消するためには、執行部からの率直な意見を聞くことも期待するので、反問権についてははともかく、お互いのやり取りが必要で、長いスパンで協議を深める。
- ② 委員会活動は、議案、請願・陳情の審査が主で受身的になっているが、能動的に市政の課題を所管事務調査で取り上げ、閉会中も継続して調査検討し、議会としての意見を集約することにより、政策立案機能、監視機能をより高める。
- ③ 暫定的な組織として(仮称)政策提言委員会を設置する。協議事項としては、一般質問の内容などを参考とし、松戸市の課題を拾い上げて4常任委員会へ所管事務調査事項(テーマ)を投げかける。(他流れについては、フローを参照)

(仮称)政策提言委員会の委員は、活性化委員会委員と各常任委員長

第8回開催 平成20年2月19日

1 「2 検討結果及び結果 (4)委員会活動のあり方」について、引き続き協議(第4回目)

ここでは、(仮称)政策提言委員会のあり方についてとする。(仮称)政策提言委員会のフロー図をもとに協議を進める。

今後の協議事項

- ・ 設置目的 → 議会活性化の推進と検証
- ・ 位置づけ → 議長の諮問機関
- ・ 役割 → 常任委員会で行う所管事務調査のテーマを抽出
- ・ 構成メンバー → 活性化委員会委員+各常任委員長(+各常任副委員長?)
- ・ 活動期間 → 暫定的
- ・ 活動計画 →
- ・ 他の組織との関係 → 議会運営委員会、幹事長会議

委員長より、フロー図について、各会派で協議し、次回、その結果を報告、そして活性化委員会として合意形成を図ることが提案される。

第9回開催 平成20年3月7日

1 「2 検討結果及び結果 (4)委員会活動のあり方」について、引き続き協議 (第5回目)

(仮称) 政策提言委員会について、各会派の協議結果の報告

山沢委員 (公明党)

フロー図案で了解。委員は活性化委員と各常任委員長まで。

宇津野委員 (日本共産党)

概ねこのフロー図案で了解。委員は活性化委員と各常任委員長まで。ただ、総意で副委員長もということであれば否定はしない。

二階堂委員 (社民党新社クラブ)

案で了解。委員は活性化委員と各常任委員長まで (副委員長…人数増により意見集約が困難となる)。

深山委員 (創生未来)

(仮称) 常任委員長会議を設けてはどうか。位置付けはフロー図案中の「議長」の下、「常任委員会へのテーマの投げかけ」部分。

名木委員 (まつど民主)

基本的にはこのフロー図案で了解。委員は当面、活性化委員と各常任委員長まで。

桜井委員 (松政クラブ)

会派内には報告までの段階。委員は副委員長まで入ると人数の問題があるので
は。

末松委員 (市民クラブ)

フロー図案全般については理解を得る。(仮称) 政策提言委員会のあり様についての話には至らず。

フロー図については、基本的には全会派の了解を得た。

2 「2 検討項目及び結果 (5)議決対象事件の検討」について (工藤委員懇話会の議論を説明)

その後、事務局からの各計画の概要について (資料配付) 説明

ここでは、このテーマは、法制度の事実認識をベースとし、適切に判断しなければならない。次回は今日の概要説明を受け、認識を詳細に深める機会とする。その後、改めて各会派で協議する機会を設ける。などの議論がありました。

第10回開催 平成20年3月18日

- 1 「2 検討項目及び結果 (5)議決対象事件の検討」について、引き続き協議（第2回目）

ここでは、①各種計画を議決事件とした場合は、②基本構想に基づく基本計画を議決事件として場合には、各種計画の取り扱いは、などの議論がありました。

◆決定事項（(5)議決対象事件の検討）

- 1 地方自治法第96条第2項を活用し、議決対象事件を拡大するべきである。
議決対象事件として、市が策定する各種計画が考えられるが、まずは「基本計画」を対象としてはどうか。それ以外の計画については、議会への報告を義務付ける方向で検討してはどうか。
- 2 活性化委員会の報告書のまとめについて
議会活性化委員会で協議し、決定したことをベースにまとめる。
懇話会報告書の（6）議会の情報公開、（7）行政への市民参加と議会の役割、（8）議員研修の充実（9）議会事務局のあり方については、提言のとおり承認することで合意がなされましたが、今後とも議会活性化のために引き続き検討をしていくこととなりました。
- 3 政策提言的なものを行う委員会の名称を議会活性化委員会とする
- 4 今後の流れについては、本活性化委員会は議長からの諮問であることから、「報告書」を作成して議長に提出し、新たな指示を待つこととする。